

第 6359 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月16日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 売買目的有価証券

**Q** : 売買目的有価証券とはどんな有価証券をいい、評価はどのようにするのですか？

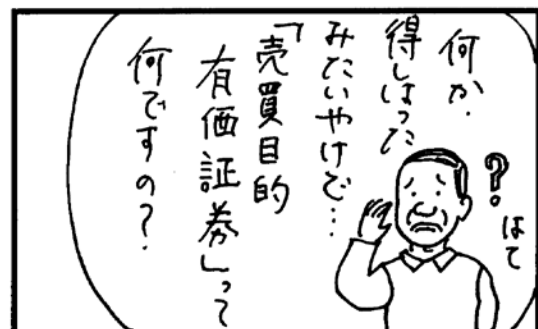
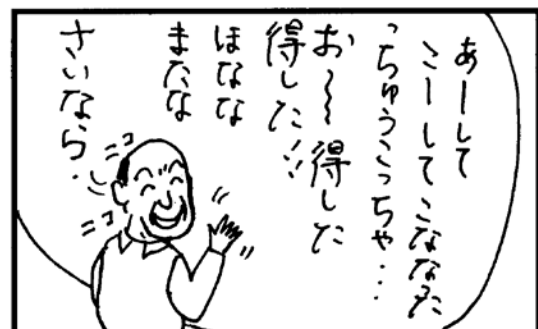
**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券で次のものをいい、企業支配株式等に該当するものは含まれないこととなっています。

- ①短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が、短期売買目的でその取得の取引を行った有価証券
- ②その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したもの。この場合の帳簿書類に記載することとは有価証券の取得に関する帳簿において、短期売買目的で取得した有価証券とその他の目的で取得した有価証券をその取得の日勘定科目において区分することをいいますので、短期的に売買を行っている有価証券であってもこの区分がされていないものは売買目的有価証券には該当しないこととなりますので、注意が必要です。

なお、売買目的有価証券は、時価法によって評価しなければならないとされていますので、期末時点で帳簿価額と時価との差額を評価損又は評価益として計上して、翌期首にその評価損又は評価益を振り戻す(洗替え)処理を行うこととなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】